

便利

安心

# 医療機関の受診はマイナ保険証で

## 健康保険証の新規発行が終了

12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります。現行の保険証の代わりに「マイナ保険証」を利用することで、便利に・安心して受診できます。

【問い合わせ先】市民課 ☎6123



## マイナ保険証って？

マイナ保険証は「健康保険証として利用するための登録を行ったマイナンバーカード」です。病院や薬局でお持ちのマイナンバーカードを保険証として利用できます。



### 登録方法

市役所市民課・各支局、医療機関・薬局、マイナポータル、セブン銀行ATMで登録できます。

※マイナンバーカードと暗証番号（数字4桁）が必要です。



登録方法のご案内  
(セブン銀行ATM)



登録はこちらから  
(マイナポータル)



選択して進む

登録状況は医療機関の窓口、市役所市民課・各支局またはマイナポータルで確認できます。



## どんないいことあるの？

いいことがたくさん



その1

### 自分に合った医療が受けられる

受診時・調剤時に、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師に正確に伝えられます。

その2

### 確定申告時の医療費控除が簡単

マイナポータルに記録された医療費情報で、医療費控除の対象かひと目で分かり、確定申告時は金額が自動入力されます。そのため、領収書の保管や計算の手間が省けます。

その3

### 電子化でお得、医療現場の負担も軽減

現行の保険証に比べ医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。また、医療現場での事務負担や誤記リスクも減らせます。

その4

### 手続きなしで限度額を超える支払いを免除

「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超えた金額を支払う必要がありません。「限度額適用認定証」などの更新手続きも不要です。



# 医療機関や薬局での使い方は？



## 国民健康保険・後期高齢者医療制度の皆さん！

### 12月2日からは次のいずれかで受診を

マイナ保険証	現行の保険証	資格確認書
<p>○医療機関や薬局に設置のカードリーダーで読み取り、受付することで受診できます。</p>  <p>詳細はこちら 厚生労働省ホームページ</p> 	<p>○これまでどおり、窓口で提示すると受診できます。</p> <p>○令和6年12月1日時点で有効な保険証は、最長で令和7年7月31日まで使用できます。</p> <p>○新規発行は終了するため、住所や自己負担割合など保険証の記載事項が変更した時点で使用できなくなります。</p> 	<p>○現行の保険証と同様に、窓口で提示すると受診できます。</p> <p>○マイナ保険証をお持ちでない人には、発行済みの保険証の有効期限が切れる前に交付されます。(申請不要)</p> <p>※マイナ保険証を持っている人も、マイナンバーカードを紛失した場合など、マイナ保険証での受診が困難な場合は、申請により交付します。</p> 

引き続き

### 国民健康保険の加入・脱退は手続きを

12月2日以降もこれまでと同様に保険が切り替わったら、必ず14日以内に市民課または各支局・市民センターに届け出てください。

#### 必要書類

- 健康保険に加入または脱退したことが分かる物（資格取得・喪失証明書や資格情報のお知らせなど）
- 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）

### 電子証明書の有効期限をご確認ください

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には有効期限があります。有効期限が過ぎると健康保険証・コンビニ交付などに使えなくなるので、更新手続きを行ってください。

#### 手続きできる場所

- 市役所市民課・各支局

#### 必要な物

- マイナンバーカード
- 設定している暗証番号（数字4桁）

※代理人が手続きする場合、照会書兼回答書などが必要です。

更新可能期間 有効期限の3カ月前から

